

地域型保育事業の認可等について

平成30年2月15日(木)
平成29年度第3回行田市子ども・子育て会議

1 認可について

地域型保育事業の認可の法的位置づけ

平成27年2月10日付けで公布された児童福祉法において、家庭的保育事業等が従来の市町村への届出から市町村認可へと改正されました。【施行日：平成27年4月1日】

《改正児童福祉法》

第34条の15 市町村は、家庭的保育事業等を行うことができる。

2 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等を行うことができる。

3 市町村長は、家庭的保育事業等に関する前項の認可の申請があったときは、次条第1項の条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準（当該認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあっては、第4号に掲げる基準に限る。）によって、その申請を審査しなければならない。

（1）～（4） 略

4 市町村長は、第2項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

5～7 略

第34条の16 市町村は、家庭的保育事業等の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な保育の水準を確保するものでなければならない。

2 略

3 家庭的保育事業等を行う者は、第1項の基準を遵守しなければならない。

地域型保育事業の設備及び運営基準

地域型保育事業の設備及び運営の基準(最低基準)は、「行田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」において具体的に定めています。

《小規模保育事業A型に関する主な最低基準》

項 目	条 例	最低基準(主なもの)	備 考
食 事	第15条 第16条	・自園調理による提供 ・連携施設等からの外部搬入の場合は、自園で加熱、保存等を行う	国基準どおり
設 備	第28条	・乳児室又はほふく室 乳児又は満2歳未満の幼児1人につき3.3㎡以上 ・保育室又は遊戯室 満2歳以上の幼児1人につき1.98㎡以上 ・調理設備及び便所 ・満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上の広さを有する屋外遊戯スペース(近隣の代替スペース含む)	国基準どおり
職 員	第29条	・保育士、嘱託医、調理員を配置する ただし、調理業務の全部を委託する場合は、調理員を置かないことができる ・乳児 3人につき1人 ・満1歳以上満3歳未満の幼児 6人につき1人 ・上記の合計数+1人以上	国基準どおり
保育時間	第30条 (第24条を準用)	・原則1日9時間として小規模保育事業者が定める	国基準は8時間

認可申請のあった地域型保育事業者(1)

平成30年4月1日事業開始予定で認可申請のあった地域型保育事業者は、次のとおりです。

事業所名	きらめきの森保育園
事業の種類	小規模保育事業A型
設置者名	学校法人むさしの学園
代表者	理事長 伊藤貴史
事業所所在地	行田市渡柳563番地3
認可・利用定員	0歳児:3人、1歳児:6人、2歳児:10人 合計19人
開所曜日	月～土
開所時間	平日:午前7時30分～午後6時30分(11時間) 土曜日:午前7時30分～午後4時30分(9時間)
設備の概要	乳児質・保育室:59.62㎡(うち乳児室:19.80㎡)1室、その他(調理室、トイレ、事務室、多目的ホール)402.38㎡ 施設合計:462.00㎡
職員の配置	保育士:常勤4人、非常勤3人 嘱託医:1人 調理員:調理業務委託
連携施設	やなぎ幼稚園

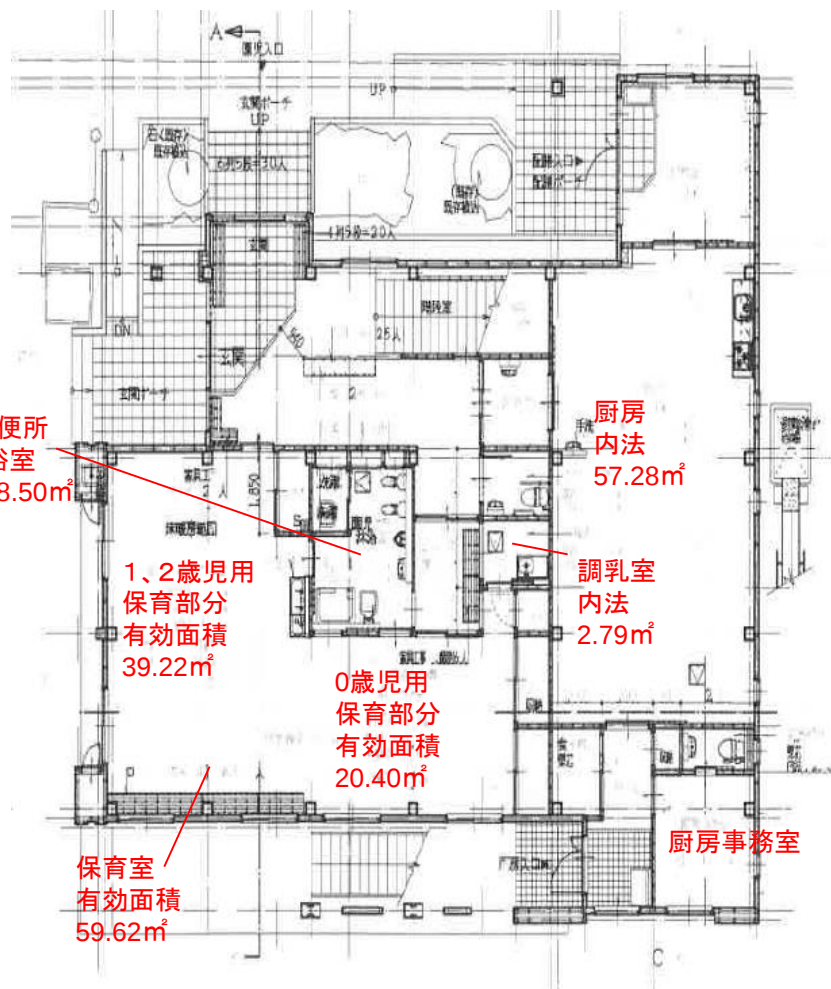
認可申請のあった地域型保育事業者(2)

事業所名	きらめきの森保育園
事業所所在地	 行田市大字渡柳558番1、558番10の一部 やなぎ幼稚園敷地内

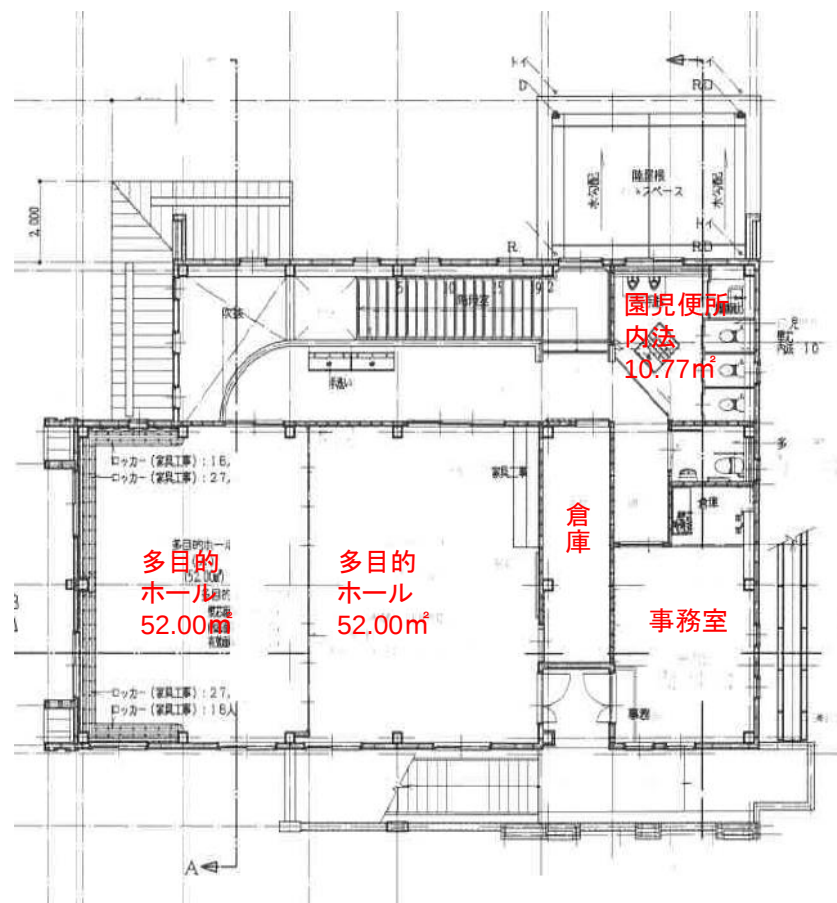
認可申請のあった地域型保育事業者(3)

きらめきの森保育園 平面図

1階



2階



2 利用定員の設定について

新制度における給付を受けるためには

施設型給付、地域型保育給付を受けるためには、教育・保育施設としての認可とは別に市町村の「確認」を受け、「利用定員」を設定する必要があります。

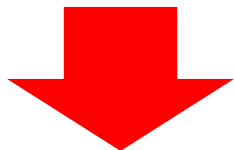
「認可定員」は、施設としてのハード面、人的配置などのソフト面が法に適合している場合に認められる定員です。

「確認」とは、対象の施設・事業が、公費（給付費）の支給対象となる施設・事業所としての要件を備えているかを市町村が審査するものです。

原則として、認可を受けた施設であっても、市町村による確認を受けなければ給付の対象となりません。

「利用定員」は、その地域が必要としている保育ニーズ（需要）に対して過剰な供給（保育サービスの提供）を防ぐために、その地域の保育ニーズに合致した供給量に見合った定員を「利用定員」として設定し、その人数に応じて公費（給付費）を支出します。

利用定員は、市町村の子ども・子育て会議等による意見を聴いた上で、市町村が定めます。



確認の基準や利用定員の必要性の判断基準は？

確認を行う際の設備・運営の基準（要件）は、市町村が条例で定めます。

また、需要と供給量を判断するための基準となるものが、市町村子ども・子育て支援事業計画で定める「量の見込み」と「確保方策」です。

確認と市町村子ども・子育て会議との関係

《子ども・子育て支援法》

(特定地域型保育事業者の確認)

第43条 第29条第1項の確認は、内閣府令で定めるところにより、地域型保育事業を行う者の申請により、地域型保育の種類及び当該地域型保育の種類に係る地域型保育事業を行う事業所ごとに、第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めて、市町村長が行う。

2 (略)

3 市町村長は、第1項の規定により特定地域型保育事業の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

4～6 (略)

《行田市子ども・子育て会議条例》

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し意見を述べること。
- (2) 法第43条第3項に規定する特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し意見を述べること。
- (3) 法第61条第1項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に関し意見を述べること。
- (4) 本市における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2 子ども・子育て会議は、前項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

確認と利用定員設定の手続き①

- (1) 給付を受けようとする施設・事業者は、「行田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」もしくは「行田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」で定める基準を満たした上で、市へ確認の申請を行います。
- (2) 確認申請があった場合、市では条例と「行田市子ども・子育て支援事業計画」に基づき審査を行います。
 - ・設備や職員配置などの運営について ← 条例と合致しているか？
 - ・利用定員 ← 市の事業計画と照らし合わせ、必要量の利用定員か？
- (3) 市では、審査の後、確認申請があった施設・事業所について、給付の支給対象施設・事業所として確認してよいか、また利用定員を定めてよいか、市の子ども・子育て会議で意見を聴きます。
- (4) 子ども・子育て会議での意見及び県との協議結果に基づいて、市が利用定員の確認を行ってこれを定めます。
なお、特定地域型保育事業者の場合は、利用定員に関する県との協議は不要です。

確認と利用定員設定の手続き②（利用定員協議・確認等届出）

利用定員設定の県協議

確認の届出

教育・保育施設

教育・保育施設

地域型保育事業

施設設置者・事業者

